

# 時短要請等協力金の支給対象について（2月14日開始 時短要請）

## 1 認証店の方へ

次の①②いずれかを選択可能です。

① **午後9時までの営業時間短縮要請**にご協力ください。（酒類の提供可）

② **午後8時までの営業時間短縮要請**にご協力ください。（酒類の提供不可）

※通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、すべての要請期間において、営業時間を午後8時までに短縮する必要があります。

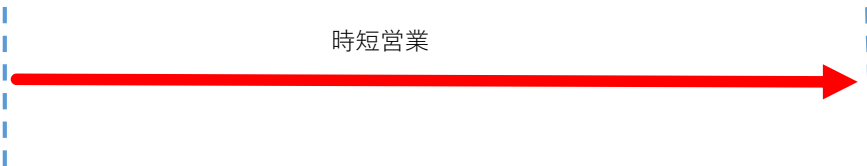
○要請に全面的に協力された場合、協力金を支給します。

⇒すべての要請期間(2/14~3/6)において、営業時間を短縮する必要があります。

2/14

3/6

時短営業



○ 支給対象

※支給が認められない例

2/14

2/15以降

3/6

通常営業

時短営業



× 支給対象外

※午後9時までの営業時間短縮（酒類の提供可）又は午後8時までの営業時間短縮（酒類の提供不可）の選択については、2月14日（月）から3月6日（日）までのすべての要請期間内で統一してください。

2/14

②時短営業 午後8時  
（酒類の提供不可）

①時短営業 午後9時  
（酒類の提供可）

3/6



×

①時短営業 午後9時  
（酒類の提供可）

②時短営業 午後8時  
（酒類の提供不可）



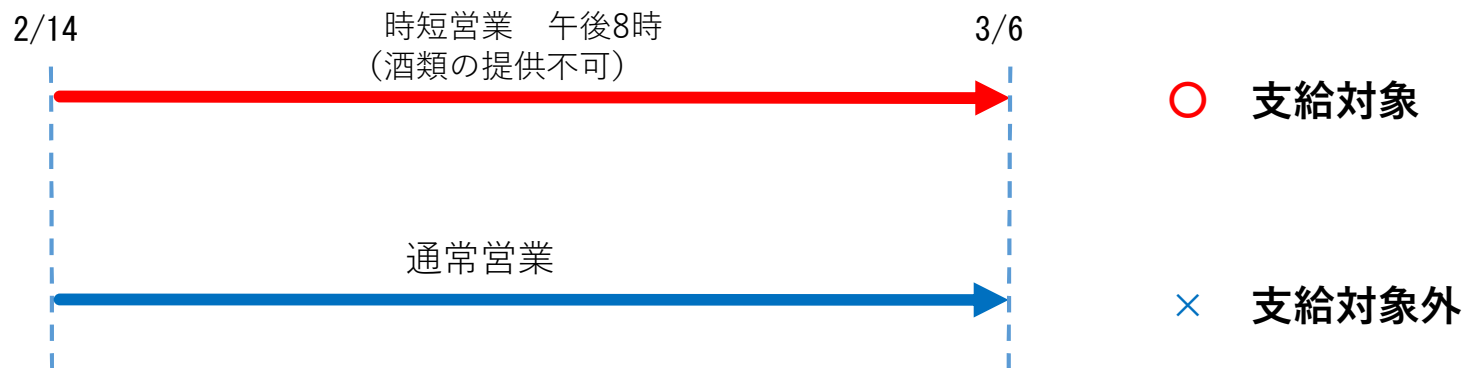
×

①時短営業 午後9時（酒類の提供可）  
→協力金支給単価：25,000円～75,000円

②時短営業 午後8時（酒類の提供不可）  
→協力金支給単価：30,000円～100,000円

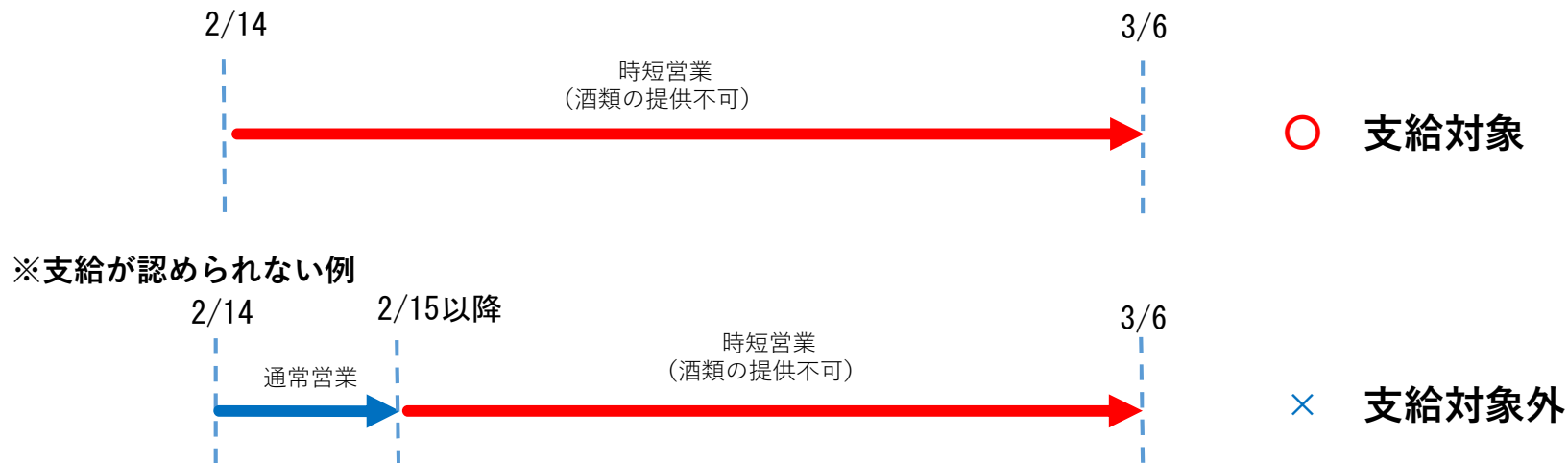
※通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、②午後8時までの営業時間短縮（酒類提供不可）を選択された場合のみ、協力金が支給されます。

なお、通常営業することも可能ですが、この場合は協力金の支給対象外となります。



## 2 非認証店の方へ

- 午後8時までの営業時間短縮要請にご協力ください。(酒類の提供不可)
- 要請に全面的に協力された場合は、協力金を支給します。  
⇒すべての要請期間(2/14~3/6)において、営業時間を午後8時までに短縮する必要があります。



※認証申請中の方は、2月14日(月)までに認証を受けた場合のみ、  
①「午後9時までの時短営業」又は②「午後8時までの時短営業」を選択できます。



なお、2月15日(火)以降、認証店となられた方は、協力金上は非認証店と同一の取り扱い、  
「営業時間短縮 午後8時まで」「酒類提供不可」「協力金 1日あたり2.5万円~7.5万円」となります。